

三重県スキー連盟 旅費規程

2021(令和3)年10月18日 規程制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本連盟の会長・副会長・理事・監事及び各本部の委員・コーチ等に対する各種会議・事業に係る旅費の支払は本規程による。

(旅費の種類)

第2条 旅費は会議旅費・事業旅費とする。

(旅費の順路)

第3条 交通は、本連盟に報告されている本人の居住地をその起点及び終点とする。

2 順路は、原則として最短距離をとり、車・列車・バス・船舶・航空機等の便を利用する。

3 交通機関に何らかの事故が生じ、順路の変更があった場合はその旨を報告して事後処理をする。

(旅費の精算)

第4条 出張者の支給額が明確な場合は、前払いまたは当日払い、その他の場合は帰着後1週間以内に精算をする。

(出張中の事故)

第5条 出張中、天災地変・負傷・疾病その他の止む得ない事故により滞在を必要とする場合は、速やかに各本部長に連絡しなければならない。

2 その事故については、各本部長に検討・協議し、事後処理する。

3 事故の内容によっては、緊急理事会を開き検討・協議・決定して事後処理する。

第2章 旅費

(内容)

第6条 旅費は、運賃・交通費・宿泊費用・日当・諸経費として各条により支給する。

(運賃)

第7条 出張に際し、列車・バス・船舶・航空機等を利用する場合は、原則としてその運賃の実費を支給する。

(交通費)

第8条 出張先が近距離・県内各種会議・事業出席の場合は、原則として別表1により支給する。

2 県外出張で車利用の場合は、1km 当り 23 円を支給する。高速代は2名以上乗合せの場合、車両提供者に支給する。

3 県内外とも乗合せの場合は車両提供者のみ支給する。

4 県内等で乗合せ場所までの旅費は、第8条1項を適用する。

5 その他例外については、良識な判断で各本部長が決裁することが出来る。

(宿 泊 費)

第9条 旅行日数が2日以上にわたり宿泊を要するときは、その泊数に応じ1泊につき10,000円以内(1泊2食付、税、サービス料その他を含む)を支給する。

2 ただし例外の宿泊費については、良識な判断で各本部長が決裁することが出来る。

(日 当)

第10条 県外出張日当は1人1日3,000円以内で支給する。

2 理事会及び県内行事は、日当1,000円以内で支給する。

3 ただし例外の日当支給は、良識な判断で各本部長が決裁することが出来る。

(諸 経 費)

第11条 当該業務に係る駐車料金等の経費は、領収証を以てその実費を支給する。

2 各種事業において昼食代が必要な場合は、1人1日1000円とする。

第3章 旅費の特別扱い

第12条 本連盟の所属団体及び他団体の主催する事業・会議に参加する場合の旅費は、本規定に基づいて支給することとし、旅費が主催団体より支払われた場合は、本連盟に返戻するものとする。

2 旅費内容等で、出張依頼先の指定ある場合は、その実費を支給する。

3 各種行事の係員の旅費は、各本部長が判断し支給することが出来る。

4 その他、この旅費規程に該当しない場合の旅費計算は、各本部長が専門部委員と協議して別途支給することが出来る。

(別 表 1)

○県内の会議・事業の会場までの距離別の交通費

1. 往復	0km～ 30km	500 円
2. 往復	31km～ 60km	1,000 円
3. 往復	61km～ 100km	1,500 円
4. 往復	101km～ 140km	2,000 円
5. 往復	141km～ 200km	2,500 円
6. 往復	201km～ 250km	3,000 円
7. 往復	251km～	3,500 円

附 則

1 この旅費規程は、本連盟各本部・各専門部会計ともに統一して適用する。また社会情勢により適時改定する事とする。

2 この旅費規程の改廃は理事会の議決による。